

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会(第4期計画期間 第1回会議)

日 時：平成21年6月24日(水)
午後1時30分～2時30分
場 所：市役所本庁舎2階 第5委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- 3 議 事
 - (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
 - (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について
 - (3) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定について
- 4 その他
- 5 閉 会

資 料

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 資料1 | 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果につ
いて |
| 資料2 | 地域密着型サービス事業者の指定について |
| 資料2 - 2・3 | 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要 |
| 参考資料1・2 | 事業所位置図, 平面図, パンフレット |
| 資料3 | 地域密着型サービス事業者の指定更新について |
| 参考資料3 | 実地指導の実施状況について |
| 資料4 | 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定について |
| 参考資料4 | 事前申出事業者の概要及び事業計画書 |

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会議事録
(第4期計画期間 第1回会議)

日時：平成21年6月24日(水) 13:30～14:10

場所：市役所本庁舎2階 第5委員会室

<出席者>

【委員】

青沼清一委員，赤松實委員，石原祥行委員，大内修道委員，小松洋吉委員，辻順子委員，
徳永重良委員

以上7名，五十音順 (小林誠一委員，安藤恵美子委員，原納歌子委員 欠席)

【仙台市職員】

南方保険高齢部長，鈴木高齢企画課長，會田介護保険課長，今田青葉区保健福祉センター
一参事兼障害高齢課長，大友宮城野区障害高齢課主幹兼高齢者支援係長，佐藤若林区障
害高齢課長，紺野太白区障害高齢課長，佐藤泉区障害高齢課長，好井高齢企画課施設係
長，庄司介護保険課管理係長，高橋介護保険課指導係長

(土屋介護保険課介護保険係長 欠席)

<議事要旨>

1. 開会

会議非公開の確認 異議なし

議事録署名委員については 青沼委員を指名 青沼委員了承

2. 報告

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について

・鈴木高齢企画課長より説明(資料1)

委員 長： 事務局から説明のあった報告内容について，意見等あるか。

(意見等なし)

3. 議事

(1)地域密着型サービス事業者の指定について

・鈴木高齢企画課長より説明(資料2，資料2-2～3，参考資料1～2)

委員 長： 事務局より，2事業者の指定について説明があった。事務局からの説明の内
容について，異議等なければ承認としてよろしいか。

(異議等なし)

(2)地域密着型サービス事業者の指定更新について

・鈴木高齢企画課長より説明（資料3，参考資料3）

委員 長： 事務局より，2事業者の指定の更新について説明があった。実地指導の改善指示事項については，すでに改善されているとのことであった。

認知症対応型通所介護の19年度改善事項のうち，人員に関する基準のところで「生活相談員又は介護職員のうち1人以上が常勤でない，管理者が常勤でない」というものがあるが，これはどういうことか。

事務局： 認知症対応型通所介護では，人員基準上，こうした職種の者について常勤職員でなければならないとされている。この指摘があった法人は他にも認知症対応型通所介護の事業所を運営しており，2つの事業所間でこれらの職員を兼務させていたものである。頭数として必要な人員は確保していたのだが，辞令上，両方の事業所に兼務発令されており，これでは事業所ごとに適切に人員を確保しているとはいえないため，兼務を解除し，それぞれの事業所に専従とするよう指導したものである。

委員 長： そのほかにも細かい不備事項を指摘し，改善されているということか。

事務局： この事業所は他にもいくつか不備があり，例えば19年度指示事項の「雇入通知書の様式の不備」とは，就業規則で定められたものと異なった様式を使い，さらに記載の不備があったため，就業規則に定められた様式を使い，記載の不備についても改めるよう指導したもので，その下の「運営規程及び重要事項説明書の職員配置状況の記載の不備」とは，介護職員以外の職員について配置の記載が漏れていたため，記載するよう指導したものである。

委員： これらの指示事項については，いつ改善を確認しているのか。

事務局： 20年度は6月に実地指導に行き，7月には改善を確認している。概ね1ヶ月以内に指示事項を通知し，改善状況について報告いただいている。

委員： 実地指導は抜き打ちで行うのか。事前に連絡してから行くのか。

事務局： 事前に日にちを指定し，必要な書類も指示した上で実地指導を実施している。当日は事前提出書類をもとに実地指導を行うが，必要に応じ現地で確認しているものもある。

委員： 改善したというが，その後改善前の状態に戻ってしまうことはないのか。

事務局： こうした人員の配置基準などは直接サービスの質にかかわるものであるため，その後再度確認に伺っている。さらに，勤務状況確認のために勤務表や出勤簿を取り寄せて，確認をしている。

委員 長： ほかに質問等ないか。異議等なければ承認としてよろしいか。

（異議なし）

(3)認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定について

・鈴木高齢企画課長より説明（資料4，参考資料4）

委員 長： 事務局から，選定の流れとその方法について説明があった。事務局より示された主な着眼点に基づいてそれぞれの事業計画に目を通し，意見等いただきたいとのことであった。

地域密着型サービスというのは、その人がその地域でできる限り生き生きと暮らしていただくために、きめ細かなサービスを提供していくという、非常に重要な、大切なサービスである。着眼点が全て大事なのは言うまでもないが、地域と交流しながら、その地域の一員となっていくために、どういうアイデアをもっているのか、ということに着目して各事業計画を読んでみた。G 1の住民の方々にいろいろなことに参加していただくという考え方は大変よいと思う。また、G 7、G 9は災害時も意識した地域との交流を掲げ、そのための具体的な活動について書いてあるし、G 8の地域と交流するために、自分たちからアクションを起こし、地域へ企画を持ちかけるというのも、優れた計画と思われる。17計画全体を見ても、地域との連携についての的外れなことを書いている計画はなく、好感を持った。

委員： 今回の募集は108床、2ユニット6箇所の募集に17箇所もの応募が出ているが、6箇所のみを選定となるのか。多く選定する可能性はないのか。

事務局： 基本は1圏域あたり1事業所とし、地域バランスに考慮しながら6箇所を選定することとなる。

委員： グループホームのニーズはどうか。

事務局： グループホームの空き待ちで待機している方が多いという話は伺っており、ニーズは高いと考えている。そうした状況を解消すべく、3年間で270床整備するという計画を策定している。

委員： 太白区の応募が多いようだが。

事務局： 募集対象圏域の関係と思われる。宮城野区、若林区の応募がないのは、宮城野区に残っている募集圏域が1圏域のみ、若林区についてはすでに全圏域整備済みで募集圏域がなかったためである。

事務局： 先ほどの選定数に関するご質問の回答の補足になるが、今回これだけの応募があり、我々としては嬉しい悲鳴といった状態なのだが、介護保険事業計画において、3年間でグループホームを15箇所整備すると決めているため、初年度に15箇所選定というのは、難しい。ニーズがあるため、早めに整備したいという思いはあるのだが、一方で事業計画では費用を年毎に見込んでという事情もある。今期計画では年次で5箇所ずつ整備していくこととなっており、その費用を元に積算をし、保険料の金額を決めている。そのため、今回多数の応募があったからといって、初年度に15箇所選んでしまうと、翌年以降に回すはずの費用が全て初年度にかかることとなり、保険料を含めて費用が不足してしまう。つまり財政的に赤字になってしまうということで、それでは問題がある。こうした理由から、順次、年を追って事業計画どおりに、今回は初年度分5箇所と前期計画で辞退のあった1箇所を加えた6箇所分を整備していくこととなる。

委員： 運営主体の中には、他に事業所を運営して実績のあるところ、全く新規で実績のないところがあると思うが、そういった状況が分かるものはあるのか。

事務局： 資料4の事前申出事業者概要の事業実績欄で確認できる。

事務局： 実績の有無を選定の際にどう扱うかという問題がある。実績を尊重すると、実績があるところばかりになってしまい、新規参入組に不利となり、実績が多いと

ころ、大手の会社ばかりがどんどん増えていくことになる。もうひとつ、我々役所側としては、中央資本も必要だが、一方で地場の産業創出という観点からも考えたいという思いがある。

委員： 大手だけ、地場だけというのは好ましくない。地場を尊重することも必要だろうし、経験豊富な大手もというように、いろいろなタイプのものが共存した方がいい。

委員： 当然新しい会社、経験がそれほどないところにも門は開いておくべきと考えるが、最終的に利用者の方に迷惑がかかることが一番怖い。大手には大手によるメリットがあるだろうし、役所としてはしっかりとした運営をしてもらわなければ困るということで、安心できるところになりがちというのはあるのかとは思ふ。ただ、小さい会社が参入することにより、お互い切磋琢磨して質の向上につながるという面もあるだろう。

委員長： 小さい会社だと、経営基盤が弱いという考え方もあるが、逆に大手だからこそリスクが大きいという考え方もある。例えば親会社が傾いたら、子会社全体に影響が出るわけで、それは大きなリスクになる。大きい、小さいどちらか一方ということではなく、やはり多様な選定をするべきと考える。

事務局： 確かに大手で経験のあるところは安心という考え方もあるが、コムスのような例もある。利用者のために運営してもらおうというのが大前提であり、やはり一法人に集中するよりは、様々な法人に分散した方がリスク管理の面から見てもメリットがある。また、地場だけだと先進的・効率的な運営がなかなか難しいということもあるので、先ほどの話に出たようにお互い切磋琢磨するためにも、バラエティに富んでいたほうがいい。しかし問題はその先で、それでは選定する時にそうしたバランスを考えて選ぶのかと言うと、これはなかなか難しい。

委員： 大手、地場と平等な数を選ぶというふうには、なかなかできないだろう。

委員長： 地域との質の高い交流をするためにも、事業者自身が地域に密着していることが重要だろう。

委員： この業界は、大手だから利用しようというのではない。電器店などとは違って、介護は名前が知れているから使いましょうというのではなく、大きい会社でも地場の会社でも、いかに地域に根ざしているかを見られる。そのため、大きい会社でも地域に根ざした一拠点ごとの運営をしていかないと、なかなか受け入れられないようだ。

委員： 審査委員会の構成員はどのようになっているのか。

事務局： 健康福祉局と子供未来局の関係課長で構成されており、保険高齢部長が委員長である。

委員： 審査は主に書類審査となるのか。プレゼンのようなものはないのか。

事務局： 審査委員会では行わないが、事前に担当者がヒアリングを行っており、その内容は事前に委員にお知らせすることとなっている。

委員長： 今回は時間的に間に合わないかもしれないが、プレゼンがあってもいいのではないかと思う。その他、意見等あるか。

(意見等なし)

4. その他

事務局： このメンバーでの地域密着型サービス運営委員会は今回が最後となるので、一言ご挨拶申し上げたい。平成18年度の制度改正で、高齢者の介護は従来の広域型提供サービスから、住み慣れた身近なところでのサービスへと方針転換し、地域密着型サービスが創設された。それに伴い、地域密着型サービス運営委員会を作ることとなり、どういう形で作るかということをいろいろ議論した。公平公正ということを中心に担保するためには、全く別の組織を作り、もう一回委員さんを選べばよいのであろうが、なかなか制度に精通した方がいらっしゃらないこと、また、集まっていただく機会が多いことから、結局介護保険審議会の委員の方々が兼務する形で委員会を立ち上げることとなり、その点は大変恐縮であった。振り返ると、この3年間、今回でこの委員会も第15回を数えることとなり、グループホーム、小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの事業所を指定してきた。完全とはいえないが、順調であったと思う。これもひとえに委員の皆様のおかげであり、改めて御礼申し上げます。これからも四半期に1回、事業所を指定していくこととなるので、以後もご支援・ご協力いただきたい。

委員長： この3年間で徐々に市民の方々にも地域密着型サービスが浸透してきているということもあり、そういう意味では当委員会の存在は重要なものだと思う。今後についても、意見等があれば事務局までお寄せいただきたい。

5. 閉会